

保育園で児童に投与する薬について

～かならずご一読下さい～

愛隣保育園

- (1) 保育園での児童に対する投薬は法律に定める「医療行為」となるため、原則として保育士には行えません。医師の診察を受けるときは、お子さんが現在〇時から〇時まで保育園に通園していること、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えの上、保育時間中にくすりを服用しなくてもすむ処方を配慮してもらうよう依頼してください。どうしても保育時間中に投薬しなければならない場合は、保護者が登園して与えていただくことになります。

ただし、慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、厚生労働大臣告示の「保育所保育指針」によって、子どもの主治医または保育園囑託医の指示書に従うとともに、保育園及び保護者相互の連携が必要です。

- (2) 緊急に止むを得ない理由で保護者が登園できないときに限って、保護者と園側で話し合いの上、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「連絡票」（裏面）に必要事項を記載していただき、薬に添付（「薬剤情報提供書」がある場合は併せて添付）して保育園に手渡ししていただきます。

・薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りします。

・座薬・目薬・外用薬の使用は原則として行いません。

・お子さんが服薬を嫌がったり、飲ませた薬を吐いてしまった場合、園では責任を負いかねます。特に幼児の場合は、お子さんに保育園で薬を飲むことを納得させていただくようお願いします。

・薬は子どもに持たせるのではなく、必ず保護者が職員に体調を伝え、1回ずつに分けて、お子さんの名前を記載の上当日分のみを手渡しで預けるようにしてください。

- (3) その他、保育園での投薬に関してご質問・ご不明な点がある方、特別な事情のある方は保育園までご相談下さい。

投薬連絡票

令和 年 月 日記

主治医記載欄									
主治医		(病院・医院)			電話		FAX		
病 名 (又は症状)									
保護者記載欄									
依頼先		愛隣保育園宛							
依頼者		保護者氏名			連絡先 電話				
		児 童 名			男・女 歳		力月 日		
(該当するものに○、または明記)									
(1)持参したくすりは 令和 年 月 日に処方された 日分のうちの本日分									
(2)保管は 室温・冷蔵庫・その他 ()									
(3)くすりの剤型 粉・液 (シロップ)・外用薬・その他 ()									
(4)くすりの内容 抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・かぜ薬・外用薬 ()									
調剤内容：									
(5)使用する日時 令和 年 月 日～ 月 日 午前・午後 時 分 又は 食事 (おやつ) の 分前・ 分あと その他具体的に ()									
(6)外用薬などの使用法									
(7)その他の注意事項									
薬剤情報提供書 あり・なし									
保育園記載欄									
受領者サイン		保管時サイン			月 日 時 分				
投与者サイン 実施状況など		投与時刻			月 日 午前・午後 時 分				